



移動支援の現状と課題

埼玉県移送サービスネットワーク

代表 笹沼和利

埼玉県移送サービスネットワーク






1999年法律改正を主眼に団体結成



2006年道路運送法改正

福祉有償運送・過疎地有償運送が明記される

道路運送法による運送形態の種類 通常の有償運送

	法律上の呼び方	条件			概要と典型例		
		実施主体		ナンバー		運転免許	
		運営主体	運行主体				
通常の有償運送 バスやタクシー	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者、市町村、地域組織など	緑	2種免許	 路線バス（民営・公営）事業者を実施主体として運行	コミュニティバス 市町村等が企画運営しバス会社に運行委託
		一般貸切旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者など			 乗合タクシー 小型車両による乗合運行、デマンド交通など	
		一般乗用旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者など			 観光バス等の貸切バス	
	特定旅客自動車運送事業		 タクシー				
				 スクールバス、企業の送迎バス、施設の送迎バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけに乗せる			

トヨタ・モビリティ基金『みんなで作る地域移動ガイド』より抜粋

道路運送法による運送形態の種類 特例での有償運送

	法律上の呼び方	条件							概要と典型例	
		実施主体		ナンバー	運転免許	運送対象	運送料			
		運営主体	運行主体							
特例での有償運送	公共交通の不便地※1を対象	自家用有償旅客運送	交通空白地有償運送	① 市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	不特定※2	有償※3	 白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送 市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託
				② NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	不特定※2	有償※3	 NPO等による住民の送迎サービス 相乗り・個別輸送、路線・路線無しなど様々
	要介護者など移動困難者が対象	福祉有償運送	③ 市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償※3	 自治体による障がい者や要介護者の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可、社会福祉協議会への委託が多い	
			④ NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償※3	 NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送	
	災害のため緊急を要するときのみ	—	—	定め無し	定め無し	白	1種免許でも可	定め無し	有償	 被災地で送迎した団体等に対し、市町村が費用補てんする場合などの許可
公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	—	—	介護事業所、学校等	介護事業所、学校等。運行委託も可	白	1種免許でも可	限定	有償	 ヘルパーによる通院等の送迎、スクールバス	
無償	許可・登録等が不要	—	—	誰でも	誰でも	白	1種免許でも可	不特定	無償(燃料等実費可)(謝礼可)	 事業者・市町村が行う無料(シャトル)バス、無償ボランティアによる運送

トヨタ・モビリティ基金『みんなで作る地域移動ガイド』より抜粋

【交通の現状】福祉有償運送

- 全国で約2,400団体
- 埼玉県は約240団体(団体数全国一)
- 理由
在宅障がい児(者)のタイムケア・生活サポート※がある
※埼玉県障害児(者)生活サポート事業

【交通の現状】公共交通

バス・タクシー：運転手の高齢化などで維持が難しい

鉄道：不採算路線など課題山積



日本は自主運行(一部市町村の補助金あり)

欧米では交通機関に税金投入

運行の持続が難しく撤退する交通機関もある

交通の課題

超高齢社会、免許返納問題など



生活の足の確保が大きな課題

地域に合った移動手段


- コミュニティーバス
- デマンドタクシー
- 交通空白地有償運送
- 福祉有償運送
- 貨客混載
- 登録不要の移送など

登録不要の移送

事例紹介

地域支え合い事業（埼玉県）

県内のニュータウンで高齢者が増加
生活の足の問題浮上



- 県共助課担当で、商工会、社協、民間が取り組む
- 自治会、地域のNPOが登録不要の移動を担う

ささえあいサービス事業

は、地域の住民が互いに支え合い・助け合う町づくりを推進します

吉見町社会福祉協議会では、吉見町と連携し、介護保険サービスなどの公的制度ではまかないきれない身の回りの軽易な作業に対し支援を行うことで、すべての人が地域でより安心した生活が送れるよう「支え合い・助け合い」の町づくりを目指します。

また、吉見町商工会と協定を結び、ささえあいサポーター会員への謝礼に地元の商店で利用できる吉見町商工会発行の「吉見町地域通貨（共通商品券）」を活用することで、地元商店の活性化も推進します。



利用できる方(利用会員)

募集中!

- 吉見町に住所がある方
 - 高齢の方、障がいのある方、病気や出産などで一時的に支援が必要な方など
- ささえあいサービス事業を必要とする方
介護保険サービスや障害福祉サービスの対象となる方も、ご利用いただけます。

サービスの内容



買い物代行

本人に代わって買い物にいきます。



外出の支援

社協の車に乗せて通院や買い物などの付き添い支援をします。



部屋の掃除

掃除や窓ふき電球の交換などをします。



簡単な調理

簡単な食事を作ります。



洗濯・布団干し

洗濯や布団干しをします。



屋外の作業

草取りなどの庭の手入れや、犬の散歩などをします。



ゴミ捨て

ゴミの桶包やゴミ捨てをします。



話し相手・見守り

話し相手や見守りをします。

お気軽にご相談下さい!

サポーター会員の登録状況等によりご希望に添えない場合もございます

利用にかかる料金

- 30分あたり300円

サービスの利用時間

- 平日の午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日、12/29～1/3を除く）

利用の方法

吉見町社会福祉協議会にお申込み下さい。

- 1 社会福祉協議会に利用の申し込みをし、利用会員として登録します。
- 2 サービス利用の前に、社会福祉協議会が発行する1枚300円の「利用券」を購入します。
- 3 サービスを提供する「ささえあいサポーター会員」との調整ができれば、社会福祉協議会から連絡します。
- 4 サービスを提供する「ささえあいサポーター会員」が約束の日時に訪問し、支援します。
- 5 サービスが終了したら、サービス時間に応じた「利用券」を「ささえあいサポーター会員」に渡します。

サービスを提供する方(ささえあいサポーター会員)

募集中!

- 吉見町にお住まいで、社会福祉協議会に「ささえあいサポーター会員」として登録し、ささえあいサービスに協力していただける方
- 謝礼として、サービス提供時間1時間につき、「吉見町地域通貨（共通商品券）」（額面500円）1枚を受け取ることが出来ます。

「吉見町地域通貨（共通商品券）」は次ページにある町内の「取扱店舗一覧表」のお店で使えます!



ご利用を希望される方

ささえあいサポーター会員への登録を

希望される方は下記までお問い合わせください

吉見町社会福祉協議会

〒355-0118 吉見町大字下細谷1216番地1（福祉会館内）

（電話）54-5228 （FAX）54-6905

公共交通と 助け合いサービスを共存

- 吉見町
交通政策と福祉政策を連携
- 東秩父村
人口減・高齢社会でも
持続可能な公共交通を
維持するための方法を検討

公共交通情報

YOSHIMI TOWN PUBLIC TRANSPORTATION GUIDE BOOK

吉見町交通ガイド










バス路線図	P1~P2
民間バスと巡回バスの 乗り継ぎ・連絡が可能なバス停	P3~P4
巡回バス 町内循環コース	P5~P6
巡回バス 町外アクセスコース	P7~P8
川越観光 バス時刻表	P9~P12
東松山駅→鴻巣免許センター／鴻巣免許センター→東松山駅	
川越観光 まほバス バス時刻表	
荒川荘→北本駅／川越駅→鴻巣免許センター	P13~P14
北本駅→荒川荘／鴻巣免許センター→川越駅	P15~P16
バスの乗り方(巡回バス)	P17
バスの乗り方(民間バス)／アプリ紹介	P18
吉見タクシー／福祉移送サービス	裏表紙

移動支援向けの安全講習



移動支援向け自動車保険

- 地域の移動を支える自動車保険も登場

地域の移動を支える保険

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

協力する側は？

困っている人を助けたいけど事故が起こったらどうしよう？

ボランティアドライバー

！これからは！
地域の移動を支える保険で

安心！ 便利！

病院や買い物、役所の用事はどうやって行けばいいかな？

SHOP

利用する側は？

移動手段が必要な方

交通手段の解決策

移動支援サービス提供者側は？

ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな？

市町村・社会福祉法人・NPOなどの運営主体

みんな安心!!

免許を返納した

公共交通機関の不足

深刻な社会問題

地域の移動を支える保険とは？

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援サービスを提供している間の事故について、ボランティアドライバー等の自動車保険に優先してお支払いする保険です。

『地域の移動を支える保険』でドライバーも利用者也安心!

市町村・社会福祉法人・NPO法人等が加入することによって、移動支援サービスを提供している間の事故について、この商品で補償可能な範囲(裏面参照)においては、ボランティアドライバー等の自動車保険を使用する必要がなくなります!

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

新しい移動手段 & 支えるしくみ

- MaaS(マース: Mobility as a Service)
- チョイソコ
- グリーンスローモビリティ(グリスロ)
- 自動運転
- 介護保険の総合事業の利用など

グリーンスローモビリティ

- 日高市
「郊外住宅市街地における
小型電動カートを用いた実証実験」



地域の互助で行うグリーンスローモビリティ松戸モデル(登録・許可不要)

- 2019・2021年度 グリーンスローモビリティの実証調査を経て導入
- ・町会・自治会(住民)が無償運送
 - ・市が車両に関する経費(自賠責、任意保険、ラッピング、ソーラパネル等)を負担
 - ・運営に必要な補助制度創設(電気設備・電気代、導入・運営経費、予約管理等)
 - ・今後増車予定

(ユニークな活用事例)

イベントの送迎

閉じこもっていた高齢者が久しぶりに外出

杖を突く高齢者に声掛け、自宅まで送る

途中で待ち合わせして一緒に買い物

地域の夜警に
出動



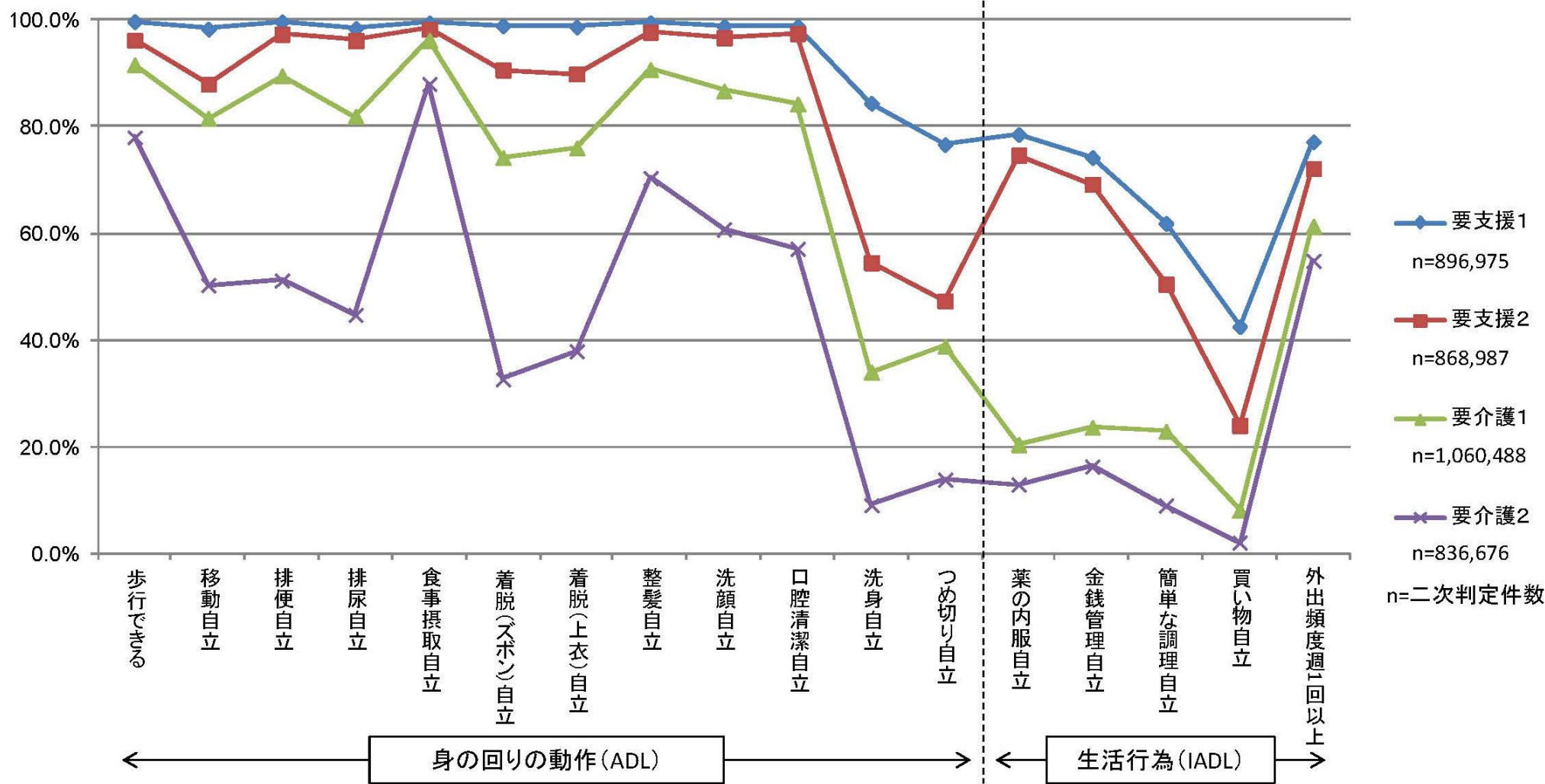
移動支援のサポート

全国移動ネット

- 移動がもたらすフレイル予防効果について一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会(社福協)事業で取り組む
- 静岡県、長野県の依頼で県内市町村の移動支援事業に関するサポート実施中
- 他県からも相談が多い

要支援1～要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、
買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

※2 平成26年度要介護認定における認定調査結果(出典:介護保険総合データベース(平成27年10月15日集計時点))

移動支援の課題

交通の現状と課題 まとめ

- 公共交通機関の先細り
→ 財源不足。自主運行では維持が困難
- 運転者不足(2種免許取得者減、高齢化)
→ 税金の投入が必要
- 高齢ドライバーによるマイカー事故
→ 自動運転技術(まだ先は長い)、当面は安全サポート車の取得、ドライブレコーダーの活用、限定免許の導入
- 自家用有償運送の拡大
→ 法整備、業界の理解、行政の支援など
- 新規事業の導入

移動困難者を どう見つけるか

- 誰が対応するのか
行政、社協、包括、SC、民生・
児童委員、事業所、自治会、
NPO、個人
- 必要なことは
話し合いの場の確保が必要、
サポート組織と相談



移動に関して困っていることや聞きたいこと
などがありましたら下記にご連絡ください

sasanuma.kazutoshi@purple.plala.or.jp
(笹沼)

ご静聴ありがとうございました。